

FSC 森林認証に対応した森林病虫害防除法

1 はじめに

大船渡農林振興センター管内の住田町では、森林の約5割がFSC森林認証を受けています。FSC森林認証では、農薬による病虫害駆除を避けるとされており、松くい虫やナラ枯れ被害木のくん蒸処理用の薬剤が、実質的に使用禁止となりました。

そのため住田町では、令和3年度町単独事業の一部により、薬剤を使用しない被覆シートと粘着ネットを使用したマツノマダラカミキリ逸出抑制法(以下、「粘着ネット等逸出抑制法」という。)での防除を実施することとしました。

本法は、全国でも施行事例が少ないことから、当センターが事務局となっている「気仙地区森林病虫害被害対策連絡会議」が主催し現地検討会を開催したので紹介します。

2 粘着ネット等逸出抑制法とは

本法の施行手順は、①材の集積、②粘着ネットの施用、③シートの被覆と裾の固定です。

①は、くん蒸処理と同じですが、②では、集積した材の上に粘着ネットを設置し、その上に小枝を載せることにより、粘着ネットが被覆シートに接触しないようにするのがポイントです。なお、被覆シートは生分解性ではないことから、マツノマダラカミキリが脱出した後には、シートを回収する必要があります。また、くん蒸処理とは異なり、シートを被覆するために溝を掘る必要がなく、石や丸太でシートの裾を固定するだけです。仮に被覆シートが破損した場合は、テープで補修します。

3 現地検討会

令和3年6月2日、連絡会議構成員など26

名の参加により現地検討会を開催しました。

(国研)森林総合研究所東北支所の中村克典氏を講師にお招きし、粘着ネット等逸出抑制法とその作業手順について説明いただきました。また、講師の指導のもと気仙地方森林組合の作業員が実際に被覆作業を行いました。

参加者からは活発な質疑、意見交換がなされ、大変有意義な現地検討会となりました。

4 課題

本法で秋期に防除を行う場合、被覆シートはマツノマダラカミキリの脱出が終わる9月まで設置する必要があります。そのため、獣などにより破損する可能性が高くなるほか、施行期間の長期化により粘着ネットの効果が弱まることから、効果的な防除には春期における施行が推奨されています。

また本県では、幼虫期間が2年となるマツノマダラカミキリの脱出を考慮する必要があるため、中村氏からは、「シート回収時に丸太を確認し、脱出孔が多い丸太は再度シートの被覆を行うのが良い」との助言がありました。

なお、本法は現在、国庫補助事業での適用が認められていないため、今のところ町単独事業での実施となっています。

